

# 令和元年6月和水町議会定例会会議録

令和元年6月10日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和元年6月10日午前10時00分招集
2. 令和元年6月10日午前10時00分開会
3. 令和元年6月10日午前11時00分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木 淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	中嶋光浩	書記	北原 望
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	上原真二
総合支所長兼住民課長	富下健次	会計管理者	泉 法子
まちづくり推進課長	石原康司	税務住民課長	高木浩昭
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋啓晴	住民課長	有働和明
農業委員会事務局長	松尾 修	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	前渕康彦	町立病院事務部長	池上圭造
特別養護老人ホーム施設長	樋口幸広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5	議案第37号	和水町課設置条例の一部改正について
日程第6	議案第38号	和水町特別会計条例の一部改正について
日程第7	議案第39号	和水町介護保険条例の条例の一部改正について
日程第8	議案第40号	和水町災害弔意金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第41号	令和元年度 和水町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第42号	令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第43号	令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第44号	令和元年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第45号	令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第46号	令和元年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第47号	令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算
日程第16	議案第48号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第17	議案第49号	工事請負契約の締結について
日程第18	議案第50号	工事請負変更契約の締結について
日程第19		陳情等の常任委員会付託について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、令和元年第2回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則126条の規定により議長において、10番池田龍之介君、11番森潤一郎君を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの5日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年第2回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸案件は、条例4件、補正予算6件、当初予算1件、人事1件、報告2件、その他3件で、計17件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事進行を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には、十分御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

3月定例会以降の主な行事及び地方自治法の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計及び特別会計の出納検査等の状況は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は令和元年第2回定例会を招集していただきましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。さて、平素より町政運営におきましては格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

それでは、本議会の開催にあたりましてごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

まず、皆様御承知のとおり、この度東京2020年オリンピックの聖火リレーのルートが発表され、和水町が聖火リレーのルートの一つに決定いたしました。これは和水町にとってビッグプレゼントであり、この喜びを皆様とともに分かち合うとともに、この決定を機に金栗四三先生の生き様と和水町をさらにPRしてまいりたいと考えているところでございます。

また、大河ドラマ「いだてん」の放送決定を受け、本年1月にオープンいたしました金栗四三ミュージアム、金栗四三生家記念館の両施設におきましても開館当初より多くの方々にお越しをいただき喜んでいただいておりますが、聖火リレーの決定を機に今後さらに多くの方々に両施設に御来場いただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に教育関連の話題となりますが、4月より町内のすべての保育園と子育て広場、また子育て支援センターピノキオの計6カ所で英語教育を開始いたしました。これは教育の充実を図る上で必ず成し遂げたい取り組みの一つでありました。国際社会に対応できる子どもたちが一人でも多く育ってくれることを信じ、取り組みを進めていきたいと思っております。今後とも皆様のお力添えをよろしくお願いを申し上げます。

それでは第1回定例会以降の主な行政関連行事等の報告を申し上げます。

3月には町内保育園の卒園式、小学校・中学校の卒業式が、4月にはそれぞれ入園式、入学式が開催され、子どもたちも新たな一步を踏み出されました。5月には小学校・中学校で運動会が開催され、特に菊水地区の小学校では閉校に伴う特別な種目も含まれておりました。各校とも多くの保護者や地域の方々がお集りになられ、とても盛り上がっている、そして子どもたちや保護者にとって思い出に残る運動会になったのではないかと考えております。

5月12日には第47回玉名郡民体育祭の陸上競技が長洲町にて開催され、男子の部で優勝、女子部の部で準優勝、総合で優勝という結果でありました。和水町は現在13連覇中でございます。そのような素晴らしい成績に大きく貢献された町を代表しうる選手の皆様の一生懸命な姿に感動したところであります。なお、陸上競技以外の郡民体育祭は7月7日に開催されます。皆様も和水町の代表選手の応援のよろしくをお願いを申し上げます。

次に防災関係ですが、3月31日に和水町消防団辞令交付式を行いました。新たに13名の方が入団され、総勢488名の団員の皆様に町民の安心安全のために貢献していただくこととなりました。本年になって火災も数件発生いたしております。団員の皆様には自らを省みず町民のために消防活動に奉仕していただいておりますことに心から感謝を申し上げますとともに、町といたしましても防災力の向上に力を注いでまいりたいと思うところでございます。

また、6月5日には和水町防災会議を開催いたしました。近年の自然災害は人命の危機に迫る類を見ない規模の災害が多発いたしております。これから本格的な梅雨時期に入り、大雨による水害・土砂災害等が発生する季節となってまいります。町といたしましても緊張感を持って、いつ発生するか分からない自然災害に備え、万全を期してまいりたいと考えております。

その他の主要、主な行事につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。以上をもちまして第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております議案書のとおり条例改正等の議案4件、特別会計を含む令和元年度補正予算議案6件、当初予算議案1件、その他3件を合わせまして14件の議案を上程いたしております。御審議お願いするところでございます。また、一般会計の補正予算につきましては、総額5億1,327万4,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、菊水地区小中学校の共同調理場の新築工事に伴う工事請負費、及び委託料として3億9,860万円。和水町老人福祉センターの解体工事費として3,145万8,000円を計上しております。

また、特別会計では住宅用地造成事業会計の造成設計業務と地質調査業務の委託料として1,791

万6,000円を計上しております。一般会計の補正予算の議案を含む各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告、及び開会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく御願いたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第37号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第37号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第37号、和水町課設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

和水町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町課設置条例の一部を改正する条例。和水町課設置条例の一部を次のように改正する。

第3条第6号中、「オ」を削り、「カ」を「オ」とする。附則、この条例は令和元年7月1日から施行する。

提案理由。事務分掌の見直しに伴い、条例を改正する必要がございます。これが条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表を御覧ください。改正前の事務文書、建設課のオ、小中学校建設に関する事項を、現状に合わせた事務文書とするために削るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしく御願申し上げます。

---

#### 日程第6 議案第38号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第38号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第38号、和水町特別会計条例の一部改正について説明を申し上げます。

和水町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町特別会計条例の一部を改正する条例。和水町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。(9)住宅用地造成事業会計、住宅用地造成事業。附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由。宅地造成事業の実施にあたって、その経理は地方財政法第6条、及び地方財政法施工令第46条の規定に基づき、特別会計を設置する必要があるとございます。これが条例案を提出する理由でございます。地方財政法の6条で、公営企業で政令で定めるものについては、その経理は特別会計を設けてこれを行うことが位置付けられており、この政令で定めるものについては地方財政法施工令第46条に宅地造成事業が位置付けられていることから、本議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

---

#### 日程第7 議案第39号 和水町介護保険条例の条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第39号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第39号、和水町介護保険条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。和水町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。地域における医療、及び介護の総合的な核を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正時に伴い、令和元年10月からの消費税引き上げに合わせ、低所得者の介護保険料の負担軽減強化を実施するにあたり、条例を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。2ページ目を御覧ください。

左が改正後、右が改正前となっております。簡単に概要を申し上げますと、非課税世帯の方の介護保険料を消費税増税に伴い調整率を下げて負担軽減を強化する内容でございます。改正後の欄を見ていただきますと、まず第2条の第2項につきましては生活保護費や年金収入額80万以下の第1段階の階層者を明記しており、今年度から年額3万1,320円から2万6,100円に減額する内容でございます。

次に、第3項につきましては、年金収入額80万から120万以下の第2段階の階層者を明記しております。年額5万2,200円から4万3,500円に減額することの内容でございます。

第4項につきましては、年金収入額が120万以上の第3段階の階層者を明記しております。年額5万2,200円から5万460円に減額することになります。この措置につきましては、介護保険法の改正に伴う低所得者であります非課税世帯の方の負担軽減の強化が目的でございます。

以上で議案第39号和水町介護保険条例の一部改正についての御説明を終わります。御審議の上、

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第8 議案第40号 和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第40号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第40号、和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、この条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。左が改正後、右が改正前となっております。まず、この条例の第14条で定めます貸付利率を3%から1.5%に引き下げております。また、第15条で定めております返還方法を年賦償還のみから半年賦償還と月賦償還も追加された改正内容となります。この改正は災害援護資金の貸付利率を引き下げることや償還方法の選択肢を多くすることで借り受ける利用者の負担軽減を図るものでございます。

以上で、議案第40号、和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第9 議案第41号 令和元年度 和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第41号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第41号、令和元年度和水町一般会計補正予算の説明を申し上げます。表紙をめくっていただきまして裏面を御覧いただきたいと思います。

令和元年度和水町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,327万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億6,592万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条 地方債の追加及び変更は第2表 地方債補正による。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

第1表 歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。まず、歳入の主なものを説明いたします。1ページを御覧いただきたいと思います。

13款の分担金及び負担金に953万9,000円を追加いたします。第2衛生センター廃止に伴う跡地の安全対策のためのフェンス設置、道路工事等に係る有明広域行政事務組合からの分担金です。失礼しました、負担金です。

15款 国庫支出金に5,502万2,000円を追加いたします。菊水区域の学校共同調理施設建設に伴う補助金でございます。

16款 県支出金に3,070万4,000円を追加します。地域づくり夢チャレンジ推進補助金を財源とした金栗マラソングストランナーや、金栗生家の賑わい創出事業、いだてん観光振興事業に係る補助金でございます。また、強い農業づくり交付金事業に係る補助金等でございます。

19款 繰入金に7,000万円を追加します。財政調整基金繰入による財源調整として3,000万円、公共施設整備基金繰入金による旧老人福祉センターの解体工事、及び学校の共同調理場に係る建設に係る財源として4,000万円を繰り入れるものでございます。

20款 繰越金に428万8,000円を追加します。財源調整によるものでございます。

21款 諸収入を317万9,000円減額いたします。これは自主防災組織に係るコミュニティー事業が不採択となったことによることから減額するものでございます。

22款 町債に3億4,690万円を追加するものです。追加の理由は、のちほど第2表 地方債の補正で説明を申し上げます。

以上で歳入補正の概要説明を終わります。

歳出に移ります。歳出予算につきましては、歳入歳出補正予算事項別説明書にて説明いたします。

11ページを御覧いただきたいと思います。歳出予算補正の説明の中の人件費、節で申し上げますと2節 給料、3節 職員手当と4節 共済費につきましては、当初予算の作成時に退職者を除き、新規採用職員など勤務部署が不明であるため総務課にまとめて予算計上をいたしております。今回の補正で人事異動に伴い移動先の予算科目に組み直しております。このような理由によるものですので、以下の款項目の人件費予算につきましては説明を省かせていただきます。

それでは、その他の主なものにつきまして説明申し上げます。

2款 総務費 1項 総務管理費 6目 企画費に1,840万8,000円を追加します。追加の主なものとして住宅用地造成事業会計繰出金などによるものでございます。

12ページを御覧ください。

1番上、10目 地域づくり推進費に210万円を追加いたします。これは和水町コミュニティー助成事業補助金による前原区神楽部品購入事業補助金です。

その下、13目 諸費に360万円を追加いたします。これは防犯灯新設のための工事請負費として

補正するものでございます。

13ページを御覧ください。

3款 民生費 1項 社会福祉費 5目 老人福祉センター施設費に3,145万8,000円を追加します。旧老人福祉センター解体工事費を計上いたしております。

15ページを御覧ください。

4款 衛生費 2項 清掃費 1目 清掃総務費に950万円を追加いたします。これは有明広域行政事務組合より受託事業として行う第2衛生センター廃止に伴う安全対策のためのフェンス設置、道路整備事業費でございます。

6款 農林水産業費 1項 農業費 5目 果樹園芸振興費に1,181万2,000円を追加いたします。これは強い農業づくり交付金事業補助金としてJAたまなが事業主体で稲の乾燥機と筍の集出荷施設の建設事業補助金でございます。

その下、6目 旧農業就業改善センター管理費に2,955万円を追加いたします。これはアスベスト建材を含めた解体撤去の費用でございます。

17ページを御覧いただきたいと思っております。

8款 土木費 4項 下水道費 1目 公共下水道費に787万7,000円を追加します。これは下水道事業会計繰出金です。人事異動により一時的に担当者が1名減の状態から元の2名体制にすることによる人件費の補正でございます。

9款 消防費 1項 消防費 5目 災害対策費を462万3,000円減額いたします。これは自主防災組織助成事業補助金に申請しておりました下久井原区、吉地の里、平野区が不採択となったために減額するものでございます。

18ページを御覧ください。

10款 教育費 1項 教育総務費 6目 学校統合事業費に3億9,860万円を追加します。これは菊水区域の学校共同調理場建設に係るものでございます。

19ページを御覧ください。

10款 教育費 5項 保健体育費 1目 保健体育総務費に388万6,000円を追加いたします。追加の主なものは13節 委託料として236万円を追加いたします。これは金栗生家の賑わい創出事業としてミニイベントや案山子の設置、演劇によるおもてなし事業などによる補正でございます。

20ページを御覧いただきたいと思っております。

11款 災害復旧費 3項 文教施設災害復旧費 3目 文化財災害復旧費に44万8,000円を追加いたします。これは、これまでの地震により江田船山古墳等災害復旧事業に伴い、復旧のため専門家4名による現地視察、指導を目的とした追加予算でございます。

以上で歳出予算の補正について説明を終わります。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表 地方債補正について説明申し上げます。

地方債の補正。まず追加といたしまして、公共施設除却事業、合併特例債に2,800万円を追加す

るものです。これは旧農業就業改善センターの除却費に充てるものでございます。その下、菊水共同調理場整備事業。これも合併特例債でございます。3億2,730万円を追加いたします。

5ページを御覧ください。

地方債補正の変更として、道路整備事業過疎債に470万円を追加し、3億1,870万円といたします。橋梁維持費に充当するものでございます。

その下、土木費補助事業過疎債ソフトに20万円を追加し、2,820万円とします。これは、国・県とのヒアリングの結果を受け変更するものでございます。

その下、消防施設整備事業過疎債を70万円減額し、1,460万円といたします。これは耐震性貯水槽建設のための国の補助金が増額になったことに伴い、補助残に充当いたしておりました過疎債を減額するものでございます。

その下、子ども医療費助成事業過疎債ソフトを70万円減額し、3,730万円といたします。また、その下、幼児英語教育事業過疎債ソフトに50万円を追加し、600万円といたします。この二つの事業も国・県のヒアリング等々の結果を受け変更するものでございます。

その下、学童保育建設事業合併特例債を1,120万円減額し、6,860万円といたします。事業費の見直しによるものでございます。

その下、神尾保育園改修事業合併特例債を120万円減額し、680万円といたします。これも同様、事業費の見直しによるものでございます。

以上、議案第41号 令和元年度和水町一般会計補正予算第2号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第10 議案第42号 令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第42号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第42号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧ください。令和元年度和水町の介護保険事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,341万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出から申し上げます。6 ページを御覧なってください。

今回の補正につきましては、主に4月の人事異動に伴う人件費の減額補正となります。

1 款 1 項 1 目の一般管理費を38万1,000円の減額補正いたします。これは2節の給料25万9,000円の減、3節の職員手当等の15万9,000円の減等によるものでございます。

続きまして、歳入を申し上げます。

5 ページを御覧ください。

7 款 1 項 4 目のその他一般会計繰入金を38万1,000円の減額補正いたします。これは、歳出で申し上げました減額分を一般会計繰入金に反映した歳入減額補正となります。

以上で議案第42号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第11 議案第43号 令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第43号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第43号、令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,716万7,000円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣です。

まず、歳出について説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費 1 節の報酬を130万5,000円、4 節 共済費の社会保険料を23万円、9 節の旅費を1万8,000円減額しております。これは、現在きくすい荘に勤務しております非常勤介護士1名を7月から任期付き介護士として任用予定であり、非常勤介護士の報酬、社会保険料、費用弁償を減額しております。

次に2節の給料で1,047万円、3節の職員手当等で723万4,000円、4節の共済費の一般職共済組合負担金を427万円増額しております。これは7月からの任期付き職員1名と4月に病院から異動してきました3名の介護士の人件費となっております。

次に、歳入について説明をいたします。

5 ページを御覧ください。

7 款 繰越金 1 項 繰越金 1 節の繰越金を1,700万増額しております。これは、本年度の見込み額に基づき計上しております。

次に9 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 3 節の一般会計繰入金を347万1,000円増額しております。これは、歳出で説明しました人件費の増額に伴う歳入不足分を繰入金で充当するものでございます。

以上で議案第43号、令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第12 議案第44号 令和元年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第44号「令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第44号、令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。令和元年度和水町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,066万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年度6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。予算資料の6 ページを御覧ください。

款 総務費 項 総務管理費 目 一般管理費、787万7,000円を増額し、1,428万3,000円となります。これは4月1日付、人事異動に伴い、前年度は一般会計で支出しておりました職員1名分の給与を下水道会計で支出することとしたため増額となりました。下水道事業会計では2名分の給与の支出となります。増額した分をですね、前のページ、5 ページの繰入金を増額いたしております。

以上で議案第44号、令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（1号）について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第13 議案第45号 令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第45号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正

予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第45号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,804万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は4月の人事異動に伴い人件費といたしまして8万5,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入の説明を行います。5ページをお開きください。

4款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金は、4月の人事異動に伴い人件費が8万5,000円の増額となりましたので、その分の一般会計からの繰入金の増額となります。

以上で議案第45号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第14 議案第46号 令和元年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第46号「令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました、議案第46号 令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条 令和元年度和水町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出の補正。

第2条 令和元年度和水町病院事業会計予算 第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次

のとおり補正する。

まず、収入の部でございます。

第1款 病院事業収益、補正前の額8億7,543万円、補正額618万3,000円、計の8億8,161万3,000円。内訳といたしまして、第1項 医療収益、補正前の額7億1,585万9,000円、補正額618万3,000円の増額、計7億2,204万2,000円。

続きまして、支出の部。

第1項 病院事業費用、補正前の額8億7,543万円、補正額618万3,000円、計8億8,161万3,000円。内訳といたしまして、第1項 医療費用、補正前の額8億1,086万3,000円、補正額671万1,000円の増額、計8億1,757万4,000円。

第3項 健康管理センター費用、補正前の額1,818万2,000円、補正額113万5,000円の減額、計1,704万7,000円。

第4項 居宅介護支援事業費用、補正前の額1,841万7,000円、補正額3万円の増額、計1,844万7,000円。

続きまして、第5項 訪問看護事業費用、補正前の額1,996万円、補正額57万7,000円の増額、計2,053万7,000円。

続きまして、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正。

第3条 予算第7条中に定めた経費の金額を次のように定める。

職員給与費5億8,827万2,000円、補正額616万1,000円、計の5億9,443万3,000円。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

補正につきましては、補正予算の実施計画により説明をさせていただきます。まず、3ページの支出を御覧ください。

1款 病院事業費用 1項 医療費用 1目 給与費の職員の4月の移動等に伴い、668万9,000円の増額になっております。

4目 減価償却費において、機器備品において2万2,000円の増額です。

3項 健康管理センター費用で、非常勤の職員の退職に伴い113万5,000円の減額。

5項 訪問看護事業費用で4月異動に伴い給与費が57万7,000円の増額。

支出の合計で618万円3,000円となっております。

なお、収入につきましては前ページのですね、2ページの御覧ください。

1款 病院事業収益 1項 医療収益 1目 入院収益の後期高齢者診療報酬収益が318万3,000円と、2目 外来収益の後期高齢者診療報酬収益が300万円を増額しております。今回の補正は人件費を補正していますので、4ページ以降は給与費明細書になります。また、9ページから11ページに補正内容の説明を添付させていただいております。

以上、議案第46号 令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**日程第15 議案第47号 令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算**

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第47号「令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 議案第47号 令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

令和元年度 和水町の住宅用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,791万6,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入のほうから御説明いたします。5ページのほうを御覧ください。

5款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金1,791万6,000円を計上しております。今年度のこの事業につきましては、すべて一般会計からの繰入れのほうで実施を行っていきます。

続きまして、歳出のほうを御説明いたします。最終ページになります。6ページのほうを御覧ください。

2款 事業費 1項 事業費 1目 宅地造成事業費として1,791万6,000円を計上しております。事業内容としましては、今年度から開始します老人福祉センター跡地の造成事業に係ります、まず設計業務委託料として1,494万5,000円。同じく地質調査の業務委託料としまして297万1,000円を計上しております。今回の造成事業につきましては、一般会計の中で4月から既設井戸の用水の影響調査。また、今回の補正の中で施設の建物の解体工事を実施しまして、本格的な造成事業となります今回の設計業務からは特別会計として実施していくこととしております。

以上で議案第47号 令和元年度和水町住宅用地造成事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

**日程第16 議案第48号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第48号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第48号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の

共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2 第3条 第10号に関する事務の項中「、合志市」を削る。

附則（施工期日）この規約は令和元年9月1日から施行する。

（経過措置）2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約、別表第2表の規定はこの規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。本組合は県下市町村並びに一部事務組合及び広域連合を持って組織する団体でございます。各組合の次の事務を共同処理をいたしております。職員の退職手当に関する事務、また、非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務、非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する事務、または議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害などの補償に関する事務などがございます。今回、この組織から合志市が外れたために、本議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第17 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第49号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第49号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

子ども子育て支援整備交付金事業、放課後児童クラブ新築棟新設工事について、次のように請負契約を締結することとする。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

- 1 工事名 子ども・子育て支援整備交付金事業放課後児童クラブ新築棟新設工事。
- 2 工事場所 和水町江田地内。
- 3 契約金額 消費税込みで8,360万円。
- 4 契約の相手方 熊本県玉名郡和水町下津原3274番地1、株式会社菊水建設 代表取締役 徳永隆男。
- 5 契約の方法 指名競争入札になります。

提案理由を申し上げます。子ども子育て支援整備交付金事業、放課後児童クラブ新築棟新設工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条 第1項 第5号及び和水町議会の議決に付すべ

き契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、この工事の予定価格が5,000万円以上でございましたので、議会の議決を求めるものでございます。この新築等の内容でございますが、鉄骨造りの平屋建てになります。建物面積が271.9平米、学童収容人数は80名でございます。

以上で、議案第49号、工事請負契約の締結についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第18 議案第50号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第50号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第50号について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第50号、工事請負変更契約の締結について、平成30年7月18日に議会の議決を経た工事契約について下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条 第1項 第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第96条 第1項 第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定により、予定価格の5,000万円以上の契約は議会の議決を経る必要がございますので、平成30年7月18日に開催されました議会におきまして、議案第48号 工事請負の締結について議決をいただいております。また、行政実例では議会の議決を経た事項の変更については、議会の議決を経なければならないということで今回提案しているところでございます。

つきましては、議案第50号につきまして御説明いたします。工事名は菊水区域小学校統合事業。菊水中央小学校プール改築工事であり、変更しますのは契約金額でございます。今回、変更による増額は84万1,983円、変更後の契約金額は1億5,150万1,983円となります。なお、契約金額に変更する主な要因でございますけど、こちら、プール外周のメッシュフェンスを当初計画しておりました。それを、目隠しフェンスに変更するものでございます。

以上で、議案第50号 工事請負変更契約の締結につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第19 陳情等の常任委員会付託について

○議長（蒲池恭一君） 日程第19「陳情等の常任委員会付託について」本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり配付いたしましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午前11時00分